

免責とは、対物・車両補償の内、お客様にご負担いただく金額の事です。

免責補償制度とは、免責金額(対物5万円・車両5万円、計10万円)を免除する制度の事です。当該制度は保険ではありません。

* 免許取得後1年未満、または過去に重大な事故・トラブルがあり当社が不適当と認めた場合には、ご加入 をお断りさせていただく場合がございます。

* 道路交通法に反した使用による事故の場合、当制度を適用にはなりません。

* 同一貸渡しにおける複数事故の発生時には、初回事故のみ当制度が適用となります。

* ご契約手続き後の加入・解約はお断りさせていただく場合がございます。

* 免責補償制度にご加入していてご利用の延長をされた場合、自動的に免責補償制度も延長加入になり、
24時間毎に1080円が加算されます。

* 免責補償制度へのご加入は任意となります。

* 免責5万円以下の損害金額の場合は、借受人へ実費のみ請求をします。一旦最大金額を借受人からお預かりした場合、修理代金が確定したのちに店舗より借受人へ返金いたします。